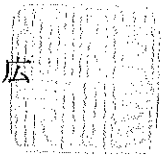


札幌市告示第746号

令和4年(2022年)2月24日付け札幌市告示第680号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和4年(2022年)3月2日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第680号別表の業務番号「22(委)第4009号」業務名「支障物件調査その04001-A(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

1 業務名

支障物件調査その04001-A
(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

2 履行期間

着手の日から 令和4年8月18日まで

3 委託料

業務価格	金	_____円也
消費税等相当額	金	_____円也
総委託料	金	_____円也

4 業務価格の構成

業務価格の構成は、「札幌市建物調査等業務費積算基準」による。

業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等

本業務に要する員数 = 19.20 人 (技師Cに換算した場合の参考数量)

5 業務内容

本業務は、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」及び「札幌市建物調査等業務特記仕様書」に基づき関係図書を作成する業務である。

1 業務名

支障物件調査その04001-A
(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

2 履行期間

着手の日から 令和4年8月18日まで

3 委託料

業務価格	金	_____円也
消費税等相当額	金	_____円也
総委託料	金	_____円也

4 業務価格の構成

業務価格の構成は、「札幌市建物調査等業務費積算基準」による。

業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等

本業務に要する員数 = 18.29 人 (技師Cに換算した場合の参考数量)

5 業務内容

本業務は、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」及び「札幌市建物調査等業務特記仕様書」に基づき関係図書を作成する業務である。

札幌市建物調査等業務特記仕様書

1 一般事項

(1) 業務名

支障物件調査その04001-A
(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

(2) 物件所在地及び権利者名

所在地：札幌市北区篠路5条7丁目112-7 ほか

権利者：大村 秀幸

ほか1名

(3) 物件概要(詳細は別紙業務委託物件概要書による)

ア. 建物用途：専用住宅

イ. 構造・規模：木造 地上2階

ウ. 敷地面積：別紙概要書

エ. 建築延床面積：別紙概要書

オ. 設備概要：別途

カ. 移転工法：建物:曳家、構内再築
工作物:移設

(4) 区分

建物

工作物

(5) 主任設計者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とする。

(6) 特記事項

札幌市建物調査等業務特記仕様書

1 一般事項

(1) 業務名

支障物件調査その04001-A
(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

(2) 物件所在地及び権利者名

所在地：札幌市北区篠路5条7丁目112-7 ほか
権利者：大村 秀幸 ほか1名

(3) 物件概要(詳細は別紙業務委託物件概要書による)

- ア. 建物用途：専用住宅
イ. 構造・規模：木造 地上2階
ウ. 敷地面積：別紙概要書
エ. 建築延床面積：別紙概要書
オ. 設備概要：別途
カ. 移転工法：建物:曳家、構内再築
 工作物:移設

(4) 区分

建物 工作物

(5) 主任設計者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とする。

(6) 特記事項

建物1については、曳家工法・構内再築工法で算定すること。

2 調査の業務内容

(1) 現地調査

現地において対象物件等の実測及び聞き取り調査を行い、野帳の作成整理、調査書の作成を行う。

(2) 現地調査に基づき次に掲げる図書の作成を行う。

建築の図面作成

配置図、仕上表、面積表、平面図、各伏図、立面図、断面図、他

(3) 構造図の作成

不要

(4) 積算内訳書の作成

建築内訳書の作成

(5) 貸与品等

ア. 建築物等補償費算定書

イ. 支障物件調査図(一式)

(6) その他

3 共通事項

(1) 連絡調整

ア. 担当職員との連絡を密にし、業務の各段階で作業内容等の進捗状況を報告し、又業務内容について疑義のある場合は、速やかに担当職員と協議のこと。

イ. 業務の各段階で関係業者(建築又は設備)と連絡を密にし、相互に関係する図面等の情報の提供を迅速に行うこと。

(2) 提出書類には、表紙、背表紙に業務名、権利者、物件名及び成果品名を明記し、物件、所有者(占有者)毎に整理すること。

(3) 詳細については、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」による。

(4) 受託者は、この契約による業務を処理するに当って、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

2 調査の業務内容

(1) 現地調査

現地において対象物件等の実測及び聞き取り調査を行い、野帳の作成整理、調査書の作成を行う。

(2) 現地調査に基づき次に掲げる図書の作成を行う。

建築の図面作成

配置図、仕上表、面積表、平面図、各伏図、立面図、断面図、他

(3) 構造図の作成

不要

(4) 積算内訳書の作成

建築内訳書の作成

(5) 貸与品等

ア. 建築物等補償費算定書

イ. 支障物件調査図(一式)

(6) その他

建物1については、曳家工法・構内再築工法ごとに図面、内訳書を作成すること。

3 共通事項

(1) 連絡調整

ア. 担当職員との連絡を密にし、業務の各段階で作業内容等の進捗状況を報告し、又業務内容について疑義のある場合は、速やかに担当職員と協議のこと。

イ. 業務の各段階で関係業者(建築又は設備)と連絡を密にし、相互に関係する図面等の情報の提供を迅速に行うこと。

(2) 提出書類には、表紙、背表紙に業務名、権利者、物件名及び成果品名を明記し、物件、所有者(占有者)毎に整理すること。

(3) 詳細については、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」による。

(4) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。